

令和２年度名古屋市教育委員会第７号議案

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第２項及び第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則案について

１ 改正理由・内容

経済上の理由により就学が困難な者への就学費用の貸与について定めた名古屋市奨学金規則は、入学準備金の制度を開始した翌年度の平成17年度に規則を廃止していますが、同規則に基づき貸与された奨学金に関し、現に返済債務を有している者が奨学金の返済を延滞した場合、年５パーセントの割合で計算した延滞利息を課すこととしています。

この度、入学準備金の延滞利息の割合を年５パーセントから年３パーセントに改めたことから、奨学金についても延滞利息の割合を年３パーセントに改めます。

２ 施行期日

- (1) 令和２年８月１日から施行します。
- (2) 改正後の規定は、延滞利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

３ 規則案・新旧対照・参照条文

別紙のとおり

(案)

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則（昭和37年名古屋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の規定は、延滞利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、

なお従前の例による。

(参考 1)

新 旧 対 照

名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（督促及び延滞利息） 第6条 （略） 2 前項の規定により督促を行った場合においては、その返済しない金額に、返済すべき期日の翌日から返済の日までの期間の日数に応じ、年<u>3パーセント</u>の割合で計算した延滞利息を課する。 3 （略）	（督促及び延滞利息） 第6条 （略） 2 前項の規定により督促を行った場合においては、その返済しない金額に、返済すべき期日の翌日から返済の日までの期間の日数に応じ、年<u>5パーセント</u>の割合で計算した延滞利息を課する。 3 （略）

(参考 2)

参 照 条 文

名古屋市奨学金規則を廃止する規則（平成16年名古屋市教育委員会規則第8号）

名古屋市奨学金規則（昭和37年名古屋市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度において高等学校の第2学年以上の学年（これに相当するものを含む。）に在学する生徒及び平成18年度において高等学校の第3学年以上の学年（これに相当するものを含む。）に在学する生徒については、名古屋市奨学金規則（以下「旧規則」という。）は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 平成17年3月31日において、現に旧規則第5条の規定により奨学金の返済債務を有している者については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。